

ひととき



『地域社会への貢献』

平成11年に、私が沼田町伴地区町内会連合会の特別対策部会長のおり、広島市から伴地区に広島市安佐南工場焼却施設の建替え及び広島市火葬場建設の申入れが町内会連合会にありました。その際、町内会連合会の窓口の責任者として交渉にあたりこれまでに至っています。

平成19年に、町民の了解を得て広島市長と建設の合意書を結びました。条件として、売店の地域運営を申し入れ、利益は地域に還元する事で市長から許可を受け『特定非営利活動法人沼田まちづくり協議会』を立上げ、令和3年に10周年を迎える事となりました。

最初の3年間は、苦難の道を歩みましたがその後は運営も順調に進み、地域に少しずつ何らかの形で還元できるようになりました。お陰で今は、地域団体への協賛や地域住民への生涯学習勉強会の開催などをおこなっています。最近では、広島市にコロナ対策としてサーモユアウォッシュ12台・フラッシュライト210本贈呈、また、伴や大塚にある8校の小・中学校に『沼田の散



沼田支部

特定非営利活動法人 沼田まちづくり協議会

理事長 原田 照美

策マップ』340冊ほど広島市教育委員会を通して贈呈いたしました。

新たに、新型コロナに負けない楽しいまちづくりのため、沼田所在の「沼田高校」・「広陵高校」・「伴中学校」・「大塚中学校」の4校と特別参加で広島市消防音楽隊とで合同演奏会を開催する計画を現在取組んでいます。

これからも地域社会への貢献を継続し、みなさまの笑顔が見れるよう努力し参りますのでご支援をよろしくお願い致します。



「笑い」仕掛けは、 耳を獲る

当初は戸惑いがあったもののZoomやTeamsなどの活用が浸透し、社内会議などのネット会議のみならず、セミナー開催や営業活動そのものにも使われるようになってきた。

ところがネット会議の最大の課題は、画面の大きさが限られていること。参加者の様子が分かりにくいことに加え、話し手の身ぶり手ぶりのプレゼン話法は小さな画面では功を奏さず、ついつい原稿を読むような一本調子になりがちだ。まさに話の中身で勝負となるのがネット会議という場だが、話しかける対象を相手の顔から相手の脳に切り替えると、聴かせるコツはありそうだ。

人間の左右の脳は、それぞれ異なる役割を担っている。左の脳は話の起承転結や論理的な展開を、右の脳はその展開を直感的に判断する。この両輪がうまくかみ合うと、「よし、買おう！」と脳が行動を指令するという具合。それには、聞き手の左右の脳を刺激しながら話を進めることが必要だが、左右の脳の連結に功を奏するのが「笑い」だ。

話のうまさで活躍した元お笑いタレントの方が、「ストーリーにしたらあかんねん。ストーリーにしたら納得したものになんねん。流れはきれいや。でも、おもしろ無いねん」と言っていた。整えられたストーリーや常識的な話は、左脳で受けた途端に腑に落ちてしまってその先にある「感動」にまでつながらない。行動につなげるには、感動の支えが必要だ。それには聞き手の右脳を刺激しながら話すことが必要で、その刺激が笑いにつながる「おもしろさ」だという。右脳に投げ込まれた「おもしろさ」がザラツキ感となって笑いとなり、聞き手の心に引っかかって「話が届く」というカラクリだ。

ところで、そのザラツキ感を「笑い」に仕立てるにはどうしたら良いか。それには

(株)アルティスタ人材開発研究所
代表 玄間千映子

落語家の桂枝雀さんがまとめた「緊張の緩和理論」がヒントになりそうだ。それによると「おもしろさ」を話の中の点とすると、枝雀さんは話全体と点の関係から笑い発生の心理メカニズムは「ドンデン（ドンデン返し）、へん（違和感）、謎解き（〇〇とかけて、〇〇と解く…という、なぞかけ）、合わせ（しゃれ）」の4つであり、筋立て（緊張）からストンと外れる（緩和）のところに、ザラツキを生む笑いの神は住んでいると整理した。文章力で定評のある朝日新聞のコラム「天声人語」でも、相手へ届けるには「現象の角度を変えてとらえる、引用を疑ってかかる、理想から現実へのつなぎ」と、起承転結と整えられた展開から一步踏み出すことがコツだと説いている。

そういえば「研究資金は自己獲得」が前提の米国では、「研究資金を出してやれ」と出資者の右脳にささやかせるために、学術合評の場ですら研究者は15分に1回は軽めの笑いを、30分に1回は大爆笑の場面を仕掛けるといふ。

洋の東西を問わず、身ぶり手ぶりもさることながら右脳にザラツキを残すことがプレゼン技術としては確実だとするならば、ネット会議の場は「笑い」を仕掛けた話術を仕上げる機会となりそうだ。



【筆者紹介】玄間千映子（げんま・ちえこ）

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。

会員企業 PICK UP

Member company

祇園
支部

(株)篤創庭舎

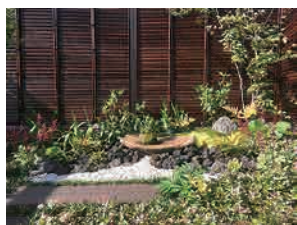
代表取締役 谷本 慎吾
広島市安佐南区祇園3-35-11
TEL. 082-874-5525 FAX. 082-874-9673
●メールアドレス: info@atu-souteisya.com
●HP: http://www.atu-souteisya.com/

事業内容 造園、庭木手入れ、外構、エクステリア

弊社は1989年創業、今年で33年目となります。
地域に密着したモノづくりを目指し、デザイン設計、積算、施工を行っております。建物にリフォームがあるように、お庭にもリガーデンがあり。変わりゆく生活スタイルと共に、外部空間を有効活用していきませんか。私どもは、お庭の活用方法のご相談窓口になればと考えております。

新築のエクステリア工事、リガーデン、照明、庭木の手入れ等、外部空間であれば何でもご相談下さい。

正社員募集中です。モノづくりの楽しさを一緒に味わいましょう。写真はひろしまはなのわ2020に出展した際の物です。



安芸太田
支部

廣濱建設(株)

代表取締役 米田 祐司
広島県山県郡安芸太田町下筒賀1522-1
TEL. 0826-22-1234 FAX. 0826-22-1300
●メールアドレス: info@kouhin.co.jp
●HP: https://kouhin.co.jp/

事業内容 土木・舗装 工事一式

弊社は昭和26年に設立し地域の皆様のご支援により、創業71周年を迎える事ができました。地元根付いた建設会社として永遠の向上心に基づく確かな技術で、お客様に最初に選ばれ最後に頼られる会社作りを目指して日々精進しています。土木といえば公共工事と思われる方も多いと思いますが、近年は民間からの声がけも多数いただいております。土木の事でしたら些細な事でもご相談に応じますので、お気軽にお問合せください。



安佐
支部

(有)たなべ

代表取締役 田邊 久展
広島市安佐北区安佐町くすの木台35-17
TEL. 082-837-1914 FAX. 082-837-1958
●メールアドレス: tanabe@white.plala.or.jp

事業内容 寝装品、ベビー用品、雑貨の企画支援、縫製、修理

はじめまして、有限会社たなべです。

当社は平成8年創業、平成14年に法人化し現在に至ります。

事業内容としては、寝装品を主に縫製しております。

従来の大量生産から、多品種小ロットにも対応できる様、平成30年に新工場を設立し、新たに裁断設備を導入。裁断から縫製、出荷まで一貫して行える事業体制を構築することができました。

法人会会員の皆様、縫製品でお困りの事がありましたら、お声かけ頂けると嬉しいです。



可部
支部

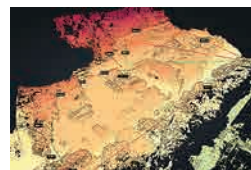
office yamanaka 合同会社

代表社員 山中 匠
広島市安佐北区亀山一丁目2-19-1-1
TEL・FAX. 082-814-2658
●メールアドレス: info@o-yamanaka.com
●HP: http://o-yamanaka.com/

事業内容 ドローン測量・3次元計測

当社は、昭和32年に先々代の創業した土地家屋調査士事務所を継承した代表者が平成28年に開始したドローン測量・3次元計測事業を令和元年に法人化したものです。

従来の測量方法に比べ広範囲・難所であるほどスピードとコストパフォーマンスの面で優れ、データも3次元で作成されるドローン測量を民間業務として提供するノウハウと、国内と米国での特許を取得した独自の平面図化方法による判りやすい図面作成が当社の特色です。本年度には地上型LiDARの導入を計画しており、室内・施設内計測への対応やデータの高精度化でデジタルツイン・メタバースの時代に対応して参ります。



わたしたち地元企業にお任せください!!

安古市
支部

(株)AIRE 広島北事務所

所長 越智 陽子
広島市安佐南区緑井5-25-15-303
TEL. 090-4576-0656
●メールアドレス: yoko@ko-partner.com

事業内容 生命保険業

弊社は大手町に本社があり2019年より安佐南区、安佐北区、北広島町の営業活動を強化する為に北事務所を設けました。お客様にしっかり寄り添い、地域に密着した活動を行っております。

お客様の夢を叶えるお手伝いというキャッチフレーズを掲げ、一人でも多くの方のお役に立てる様に日々精進しております。

アフラックの福利厚生制度の推進員として15年、楽しく仕事をさせて頂いております。

お気軽にご連絡頂ければ幸いです。



高陽
支部

(株)サニーハウス

代表取締役 松永 将平
広島市安佐北区口田五丁目9-33
TEL. 082-847-4632 FAX. 082-847-4642
●メールアドレス: sunnyhouse@crest.ocn.ne.jp
●HP: 広島県宅地建物取引業協会HP内

事業内容 宅地建物取引業(売買仲介・買取再販)建設業(増改築工事)



当社は平成23年8月より不動産売買事業を主軸とし、仲介および空家や遊休不動産の買取再販を行って参りました。平成25年頃より、自社分譲物件のみで行っていた建築工事を一般顧客からも請負する形で展開しております。

設立11年目の令和4年4月には初めての社員を迎えました。微力ながら、着実に前進出来るよう頑張ります。よろしくお願い致します。



佐東
支部

広島市農業協同組合 (JA広島市) 緑井支店・八木支店

支店長 新村 嘉規
緑井支店: 広島市安佐南区緑井6-34-29 TEL. 082-877-1181 FAX. 082-879-5959
八木支店: 広島市安佐南区八木4-3-11 TEL. 082-873-2211 FAX. 082-873-5638
●HP: <https://www.ja-hiroshimashi.or.jp>

事業内容 信用事業・共済事業等

佐東地区では伝統野菜「広島菜」をはじめ、良質な野菜を多く生産しています。JA広島市は、「農業と生活設計におけるアドバイスとサポート」という事業を通じ、地域の暮らしに確かさと彩りをつくる」という経営理念のもと、持続可能な地域農業の実現および組合員・地域との結び付きの強化に取り組んでおり、「組合員・地域に必要とされるJA広島市」の実現に向け心豊かで健康な暮らしと活力ある地域共生社会づくりに貢献できるよう、協同組合としての使命と役割を發揮してまいります。



沼田
支部

(有)宮本プロパン

代表取締役 宮本 信次
広島市安佐南区伴中央1丁目6番1号
TEL. 082-848-0135 FAX. 082-848-1117
●メールアドレス: m1117@hbs.ne.jp

事業内容 LPガス販売業

弊社は、昭和38年6月創業、昭和63年10月に法人化し、現在に至っています。

弊社は、LPガス販売業です。安佐南区を中心に、「迅速・丁寧」をモットーに、安心・安全で快適な生活を守るため、24時間、365日の保安体制で、日々事業活動を展開しています。

お客様のニーズに合った便利で快適で体に優しい最新のガス機器の紹介をしていますので、気軽にご相談して下さい。



北広島町
支部

農事組合法人うづつき

代表理事組合長 小川 和夫
広島県山県郡北広島町土橋676-1
TEL&FAX. 0826-35-1083
●メールアドレス: udutuki.01@gmail.com

事業内容 農産物生産

地域内の土地を維持していくために設立された農事組合法人です。主に水稻を中心にハウス野菜や露地野菜も手掛けています。卸売業者様や種苗会社様と連携して新たな作物の栽培や販路の拡充にも取り組んでおります。



広島北税務署からのお知らせ

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円※ = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

実額計算

納税額
55万円

簡易課税

納税額
35万円

特例

納税額
14万円

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、
簡単に申告書が作成できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は次ページへ

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50～200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内
▶ **100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

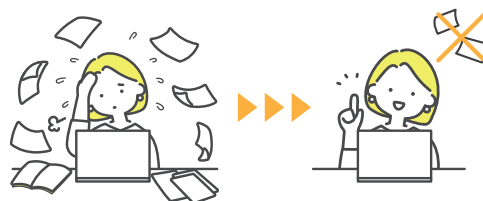
- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※**下限額を撤廃**
PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

申請手続



現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から・・・

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用すること、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

- ☐ **取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
 - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- ☐ **交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう**
 - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1」のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
 - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
 - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
 - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- ☐ **売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう**
 - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながると考えられます。
- ☐ **インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）
- ☐ **必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

- ☐ **簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- ☐ **自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引が検討しましょう**
 - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- ☐ **継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- ☐ **受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
 - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- ☐ **帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
 - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
 - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
 - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）